

薬価算定組織からの意見 (補足説明資料)

<余白>

類似薬効比較方式における基本的な考え方

- 同じ効果を持つ類似薬がある場合には、市場での公正な競争を確保する観点から、新薬の1日薬価を既存類似薬の1日薬価に合わせる。

A錠
1錠=50円
1日3錠

=

新薬
1錠=ℳ円
1日2錠

<1日薬価合わせ>
 $50円 \times 3錠 = \text{ℳ円} \times 2錠$
 $\text{ℳ} = 75円$

類似薬とは、次に掲げる事項からみて、類似性があるものをいう。

- イ 効能及び効果
- ロ 薬理作用
- ハ 組成及び化学構造式
- ニ 投与形態、剤形区分、剤形及び用法

- ただし、一定期間の使用が設定されている医薬品については、1治療薬価合わせとしてきたところ。（昭和57年7月8日「新医薬品の薬価算定に関する懇談会報告書」）

Ⅲ 類似薬効比較方式

2. 薬価の算定方法

(1) 算定の基本原則(1日用量による薬価比較)

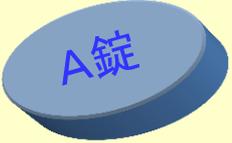
③ 次の新医薬品については、1日用量による薬価比較を行わず、それぞれ承認された用法・用量に基づき最大量比較を行うことにより算定することを原則とする。

ア、イ（略）

ウ 一定期間の使用が設定されている医薬品

1 治療薬価合わせの例示

- 新薬のほうが既存の類似薬より投与期間が短い場合

	=		<1日薬価合わせ>	<1治療薬価合わせ>
1錠=50円		1錠=χ円	$50円 \times 1錠 = \chi円 \times 1錠$	$50円 \times 1錠 \times 10日 = \chi円 \times 1錠 \times 5日$
1日1錠10日間投与		1日1錠5日間投与	$\chi = 50円$	$\chi = 100円$
<u>1治療 500円</u>			<u>新薬1治療 250円</u>	<u>新薬1治療 500円</u>

- 新薬のほうが既存の類似薬より投与期間が長い場合

	=		<1日薬価合わせ>	<1治療薬価合わせ>
1錠=50円		1錠=χ円	$50円 \times 1錠 = \chi円 \times 1錠$	$50円 \times 1錠 \times 10日 = \chi円 \times 1錠 \times 20日$
1日1錠10日間投与		1日1錠20日間投与	$\chi = 50円$	$\chi = 25円$
<u>1治療 500円</u>			<u>新薬1治療 1,000円</u>	<u>新薬1治療 500円</u>

使用期間を考慮した薬価算定においては、常に治療薬価が維持される